

1 令和5年3第回稲城市農業委員会総会を招集する。

2日 時 令和5年3月10日(金)
開議 午後3時00分
閉議 午後4時00分

3会 場 地域振興プラザ 大会議室

4出席委員

	2番 塩野 清隆	3番 馬場 実
	5番 佐脇 博吏	6番 鈴木 明弘
7番 高野 進	8番 小池 喜一郎	9番 大塚 謙一
10番 中山 賢二	11番 高橋 昌司	12番 笹久保 橋寿

5欠席委員

1番 松本 信之
4番 伊勢川 岩根

7事務局

局長	関 口 美 鈴
係長	松 村 孝 幸
書記	原 島 啓 太

1. 議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第5号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (3) 第6号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 第7号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について
- (5) 第8号議案 稲城市農業委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止について
- (6) 第9号議案 農地等の利用最適化の推進に関する指針について
- (7) 第9号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (8) 第10号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (9) 第11号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議長 本日は、松本委員、伊勢川委員が欠席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和5年第3回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、5番 佐脇 博吏 君、6番 鈴木 明弘 君を指名いたします。次に日程2、第5号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号202号については令和5年2月27日に松本委員と、受付番号203号については令和5年2月22日に地元委員の笹久保委員と現地調査を実施しております。また、本日松本委員は欠席ですが、問題ない土地であるのご報告をいただいております。

議長 それでは受付番号203号について笹久保委員より説明願います。

笹久保委員 12番委員の笹久保です。受付番号203号については令和5年2月22日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議長 質疑がありませんので、採決いたします。第5号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって第5号議案については承認されました。次に日程3、第6号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。ここで、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定により委員会の委員は自己又はその配偶者に関する事項についてはその

議事に参与することは出来ないとあります。今回私の案件がありますので、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、退席します。本来であれば、進行を会長職務代理者にお願いするところですが、本日欠席のため佐脇委員にお願いをいたします。

(塩野会長が退席)

佐脇委員 それでは、塩野会長の案件について事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

 なお、受付番号363号については令和5年2月17日に佐脇委員と現地調査を実施しております。

佐脇委員 それでは受付番号363号について説明いたします。受付番号363号については令和5年2月17日に事務局と現地確認を行った結果、申請どおり適格者であることを確認いたしましたので報告します。

佐脇委員 それでは、質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。いかがでしょうか？

佐脇委員 質疑がありませんので、採決いたします。第6号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の受付番号363号について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

佐脇委員 挙手全員です。したがって受付番号363号については承認されました。暫時休憩いたします。

(塩野会長着席)

議 長 続いて受付番号364号について事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

 なお、受付番号364号については令和5年2月17日に松本委員と現地調査を実施しております。また申請どおり適格者であることを確認したとご報告をいただいております。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第6号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の受付番号364号について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって受付番号364号については承認されました。次に日程4、第7号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号10号については令和5年3月1日に大塚委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号10号について大塚委員より説明願います。

大塚委員 9番委員の大塚です。受付番号10号については令和5年3月1日に事務局と現地確認を行った結果、申請どおり事業計画は問題ないことを確認したので報告します。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第7号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第7号議案については承認されました。次に日程5、第8号議案 稲城市農業委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第8号議案 稲城市農業委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第8号議案については承認されました。次に日程6、第9号議案 農地等の利用最適化の推進に関する指針について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第9号議案 農地等の利用最適化の推進に関する指針について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第9号議案については承認されました。次に日程7、第9号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程8、第10号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程9、第11号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和5年第3回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時00分閉会)